

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	三三	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	三六
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	三三	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定した件	三五
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	三三	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件	三五
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	三三	○土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件	三六
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	三三	○福島県公安委員会	三六
○生活保護法による指定介護機関を指定した件	三三	○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件	三六
○地籍調査の成果について認証した件	三三	○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件	三六
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三三	○福島県選挙管理委員会	三六
○道路の区域を変更する件四件	三三	○個人演説会を開催することができるとして指定した旨報告があった件	三六
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三三	○福島県人事委員会	三六
公 告	三三	○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	三七
○平成二十一年度福島県職員採用選	三三		

告 示

福島県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二百三十九番十四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイトいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町久保字馬場一番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

医療法人あさひ会渡部医院 西白河郡矢吹町文京町二二六 平成二二年七月一日

JFAメディカルセンター 双葉郡檜葉町山田岡字美シ森八 同 年八月一日

しいな脳神経外科クリニック 南相馬市原町区東町一七二二二 同 年八月三日

大陽薬局 河沼郡会津坂下町字古市乙一四五 同 年七月一日

のぞみ薬局原町店 南相馬市原町区東町一七一一三 同 年八月一日

福島県告示第六百三十二号 (社会福祉課)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。平成二十一年十月十三日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄 平 廃止年月日

医療法人掛田中央内科石戸 伊達市霊山町石田字岩崎前一四 平成二二年六月三日

診療所 西白河郡矢吹町文京町二二六 同

医療法人渡部病院 伊達市保原町字四一一八 平成一九年一月二七日

佐藤薬局 同 平成二二年六月三日

大陽薬局 河沼郡会津坂下町字古市乙一四五 同 年八月一日

きらり薬局 須賀川市上北町三一ドムガーデン内 同 年八月一日

スマイル薬局相馬店 相馬市石上字南蛭沢三七二一三 同 年八月一日

福島県告示第六百三十三号 (社会福祉課)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。平成二十一年十月十三日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄 平 休止年月日
常盤歯科医院 双葉郡大熊町下野上字大野五六一一二 平成二〇年一月二八日 (社会福祉課)

福島県告示第六百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。平成二十一年十月十三日

氏 名 住 所 福島県知事 佐藤 雄 平 指定年月日
鈴木京子 田村郡三春町上舞木 さくら接骨 本宮市本宮字中條三二 平成二二年八月二〇日 (社会福祉課)

福島県告示第六百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、指定介護機関を次のとおり指定した。平成二十一年十月十三日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
陽光園デイサービスセンター	福島市南沢又字水門下一六〇一三	社会福祉法人陽光会	福島県福島市南沢又字水門下一六〇一三	平成二二年八月一日	介護予防通所介護
小規模多機能型居宅介護事業所なじみの里	同 市方木田字水口五一一四	医療法人秀公会	同 市大森字柳下一六一一	平成二二年九月一日	小規模多機能型居宅介護

福島県知事 佐藤 雄 平

特別養護老人ホームハッピーランドやまもと	喜多方市山都町木幡字下村道下丁一五三七一	社会福祉法人天心会	同 県喜多方市松山町村松字北原三六五六一一	平成二十二年八月二日	介護予防短期入所生活介護
そうま農業協同組合小高	南相馬市小高区東町二二一九	そうま農業協同組合	同 県南相馬市鹿島区横手字川原一八五一一	平成二十二年八月一日	居宅介護支援事業
デイサービスそうそう	同 市原町区小川町二三〇一二	株式会社日本中央福祉	同 市原町区石神字中川原二〇一一	平成二十二年八月一日	通所介護 介護予防通所介護
訪問看護ステーションこまちの里	田村郡小野町小野新町字宿ノ後四	公立小野町地方総合病院組合	同 県田村郡小野町小野新町字宿ノ後四	平成二十二年七月一日	介護予防訪問看護
株式会社倉伸介護ウェルビーイング事業所	双葉郡大熊町熊字新町七二五	株式会社倉伸	同 県双葉郡富岡町弘浜字西原二四四	平成二十二年四月一日	介護予防福祉用具貸与
同	同	同	同	平成二十二年九月五日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
いわき市
- 二 成果の名称
いわき市田人町旅人の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から平成二十一年九月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月六日認可した。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第六百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所まで平成二十一年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河石川線	白河市借宿一本杉一九番地先から 同 市借宿一本杉九一 番地先まで	変更前	一〇・六	二二五・二
		変更後	一〇・六 五一・〇	二二五・二

(道路計画課)

福島県告示第六百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで平成二十一年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方会津坂下線	喜多方市塩川町大字会 知字前川原一七九番地 先から 河沼郡会津坂下町大字 青木字青木一三九番二 地先まで 喜多方市塩川町大字会 知字前川原一七九番地 先から 河沼郡会津坂下町大字 青木字島五二三番四地 先まで	変更前	A 五・五〇〇 B 一五・〇〇〇 四三・五〇〇	一、一五四・三〇〇 一、二八〇・〇〇〇
	変更後		B 一五・〇〇〇 四三・五〇〇	一、二八〇・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道米沢猪苗代線	耶麻郡猪苗代町字三ツ 屋一三三九番一地先か	変更前	一一・八〇〇 一五・〇〇〇	二七・八〇〇

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	耶麻郡猪苗代町字堰ノ 間上四五七番五三地从 先から 同 郡同 町字三ツ 屋一三三八番二地先ま で	変更前	一一・〇〇〇 四二・〇〇〇	一六〇・六〇〇
		変更後	一一・〇〇〇 六七・五〇〇	一七九・四〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道四五九号	耶麻郡猪苗代町字堰ノ 間上四五七番五三地从 先から 同 郡同 町字三ツ 屋一三三八番二地先ま で	変更前	一一・〇〇〇 四二・〇〇〇	一六〇・六〇〇
		変更後	一一・〇〇〇 六七・五〇〇	一七九・四〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年十月二日次のとおり指定した。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

福島県猟友会 伊達市霊山町中川 平成二十二年一〇月二日から平成二十六年九月三〇日まで 伊達市霊山町中川支
部 前神一〇番地の 成二六六年九月三〇日まで 第一番地
部長 菅野 二 勉

(出納総務課)

公 告

公告第五百四十二号

平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 試験を実施する職種
獣医師、通信（船舶通信）
- 二 試験期日
平成二十一年十一月三十日（月）
- 三 受験申込受付期間
平成二十一年十月十三日（火）から同年十一月十七日（火）まで
- 四 受付窓口及び問い合わせ先
 - 1 獣医師
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二一九）
 - 2 通信（船舶通信）
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七三九一）

（人事課）

公告第五百四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月二十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人あさひ福祉会
- 三 代表者の氏名
伊藤 直則
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市北五老内町一番二十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障がい者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障がい者とその家族の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

公告第五百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしまアスリートクラブ
- 三 代表者の氏名
時崎 悠
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市御山字三合田一番地の四KM御山二一〇一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島に縁のあるトップアスリートが中心となり、スポーツを通して子供たちの健全な心身の育成や生涯スポーツ社会の実現、競技力の向上を目指し、スポーツを通して豊かな地域社会の構築に寄与することを目的とする。また、福島に縁のあるアスリートのセカンドキャリア創出も合わせて目的とする。

（文化振興課）

公告第五百四十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
カワチ薬局花春店	会津若松市花春町五一	平成二十一年十月一日	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤	

（障がい福祉課）

公告第五百四十六号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指
 定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
 平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	辞退年月日	自立支援医療 の 種 類	辞退した 診療科名
ファーマライズ薬局 泉店	福島市泉字泉川三 一〇一	平成二十二年 九月三〇日	育成医療 更生医療	調剤
ファーマライズ薬局 鎌田店	同 市鎌田字中江 一〇一五	同	同	同
ファーマライズ薬局 北沢又店	同 市北沢又字成 出二四一五	同	同	同
ファーマライズ薬局 卸町店	同 市鎌田字卸町 一一一	同	同	同
おしどり薬局谷地店	郡山市大槻町字谷 地三二	平成二十二年 九月一日	精神通院医療	同
スマイル薬局相馬店	相馬市石上字南蛇 沢三七二一三	平成二十二年 八月二日	育成医療 更生医療 精神通院医療	同
調剤薬局もみの木	いわき市常磐松が 台二三四	平成二十二年 九月五日	精神通院医療	同

（障がい福祉課）

公告第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十
 八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があつ
 た。

平成二十一年十月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区連合の名称
 会津南部土地改良区連合
 就任した役員

役別	氏名	住所
理事	阿部 護郎	会津若松市門田町大字堤沢字上村三五六番地
同	佐藤美代志	河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲一三五番地
同	皆川 嘉市	会津若松市神指町東神指二五番地
監事	成田 弘毅	同 市門田町大字黒岩字南青木二五四番地

（農村計画課）

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第58号
 道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第
 29号）の一部を次のように改正する。
 平成21年10月13日

1の表21の項中「有有限会社平和綜合企業」を「株式会社平和綜合企業」に、「鈴木
 等」を「杉原 稔」に改める。
 （運転免許課）

福島県公安委員会告示第59号
 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告
 示第38号）の一部を次のように改正する。
 平成21年10月13日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清
 1の表有有限会社平和綜合企業の項中「有有限会社平和綜合企業」を「株式会社平和綜合
 企業」に、「鈴木 等」を「杉原 稔」に、「会津若松市一箕町字郷之原228番地3号」
 を「会津若松市一箕町大字電賀字郷之原228番地3号」に改める。
 （運転免許課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十七号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設と
 して次の施設を指定した旨、喜多方市選挙管理委員会から報告があった。
 平成二十一年十月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

指定年月日	平成二十二年 九月二日	指定施設の 所在地	喜多方市字 押切一丁目 八六番地	指定施設の 名称	押切川公園 体育館メイ ンアリーナ	指定施設の 管理者	喜多方市ふ るさと振興 株式会社代 表取締役社 長	聴衆席の面積	三、三二〇平 方メートル	聴衆席収容 見込人員数	三、〇〇〇 人
-------	----------------	--------------	------------------------	-------------	-------------------------	--------------	---------------------------------------	--------	-----------------	----------------	------------

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 当該子が感染症にかかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれがあるとして学校等への出席を停止され、又は感染症の予防上必要があるため当該子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業（一部の休業にあつては、当該子に係るものに限る。）が行われたことによる当該子の世話

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）